

仲裁法等の改正に関する中間試案のたたき台（2）

目次

第1	調停による和解合意に対する執行力の付与に関する規律	2
1	定義	2
2	適用範囲	2
3	一定の紛争の適用除外	6
4	和解合意に基づく民事執行の合意	7
5	一定の和解合意の適用除外	8
6	書面によってされた和解合意	8
7	和解合意の執行決定	9
8	和解合意の執行拒否事由	10
9	和解合意の援用	12
第2	民事調停事件の管轄に関する規律	12

仲裁法等の改正に関する中間試案のたたき台（２）

（前注）本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載している。

第１ 調停による和解合意に対する執行力の付与に関する規律

１ 定義

（以下、部会資料３－１における提案からの変更点に下線を付した。）

この法律（注）において、「調停」とは、その手続の名称や実施の原因にかかわらず、当事者が、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争（当事者が和解をすることができるものに限る。）について、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない一人又は二人以上の第三者（以下「調停人」という。）の仲介により、和解による解決を試みる手続をいう。

（注）調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その根拠となる法律を指して「この法律」と記載しているものであり、法制について予断するものではない。

（説明）

第３回会議において、仲裁法第１３条第１項が、仲裁合意は、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り」その効力を有するとして、仲裁適格に関する規律を設けていることから、調停適格に関する規律を設けることを検討すべきではないかとの指摘がされた。

この指摘を踏まえ、民間紛争解決手続の定義を定めるADR法第２条第１号の規律を参考に、「当事者が和解をすることができるものに限る。」との規律を追加することを提案するものである。

２ 適用範囲

【甲案】

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時ににおいて、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

- ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。

- ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
 - ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
 - ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。
- (2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時ににおいて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

【乙1案】

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。

【乙2案】

甲案に、次の規定を加える。

- (3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。（注）

（注）「国際性」を有しない和解合意につき、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設ける規律を提案するものであり、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではない。

（説明）

1 甲案について

我が国の現行法上、執行力を付与する代替手段として、執行証書（民事執行法第22条第5号）、即決和解（民事訴訟法第275条）等を利用する方法があるが、「国際性」を有する和解合意について、これらの代替手段を要求するのは現実的ではないことなどから、「国際性」を有しない和解合意と比較して、執行力を付与する必要性が高いとの指摘がある。また、近時、シンガポール条約が発効するなど世界的に国際調停

の有用性への関心が高まっているところ、我が国において国際調停を活性化させる観点から、シンガポール条約と整合的な国内法を整備する必要性が高いとの指摘もある。

さらに、国際商事の分野において調停が実施される場面では、多くの場合、一定額以上の商取引に関する紛争について、当事者双方に法曹有資格者等の専門家が手続代理人として選任され、そのような当事者が慎重かつ十分な検討を重ねた上で和解合意に至る蓋然性が高く、執行力を付与することにより懸念される弊害（注1）が典型的に小さいとの指摘もある。

これらの指摘を踏まえると、執行力を付与する対象を「国際性」を有する和解合意に限定する甲案のような考え方もあり得る。

なお、「国際性」の定義については、シンガポール条約第1条第1項の規律のほか、外弁法第2条第11号の2の規律を参考にした規律とし、シンガポール条約が対象とする和解合意よりも広い範囲の和解合意を適用対象とすることとしている。

2 乙案について

(1) 「国際性」を有する和解合意に執行力を付与する必要性が高いことはそのとおりであるとしても、国内の事案においてもその必要性が高いものはあり得るのであって、「国際性」の有無により執行力に差異を設けることは適当ではないとの指摘がある。例えば、和解合意に基づく強制執行の必要性が現実化するのには、債務者において和解合意に基づき義務が履行されなかった場面であるところ、そのような場面において前記手段を利用することは困難であるとの指摘や、国内において裁判外紛争解決手続が利用される事案においては、紛争の額が比較的小さいものが含まれ得ることを踏まえると、代替手段を利用するための更なる金銭的負担をかけずに執行力を付与する必要性が高いとの指摘もある。

また、和解合意に執行力を付与することを正当化するためには、当該和解合意が当事者の真意かつ終局的な意思に基づくものであることが必要であるところ、調停人の関与により当事者が慎重かつ十分な検討を重ねて和解合意に至る蓋然性が高まることをもってこれを担保するのであれば、「国際性」の有無により執行力の有無を区別する合理的理由はないとの指摘がある。そして、調停による和解合意に執行力を付与することの弊害（注2）は「国際性」の有無にかかわらず一定程度存在するところ、一定の紛争類型を適用範囲から除外した上、典型的に和解合意の真正性に疑義が生じる事由を執行拒否事由として規定し、裁判所の関与する執行決定手続において当該事由があることが立証された場合等に執行を拒否することができるとの枠組みを設けることによって、その弊害をできる限り排除し得るのであるから、このような規律を設けてもなお「国際性」を有しない和解合意のみに弊害が存するとはいい難いとの指摘もある。

以上のような考え方を前提とすると、乙1案のような考え方もあり得る。

(2) これに対し、「国際性」を有しない和解合意については、その前提となる紛争の性質や当事者の特性等に様々なものが想定されることを踏まえ、前記のように、一定の紛争類型を適用範囲から除外した上、執行拒否事由や裁判所の関与する手続を設けたとしてもなお弊害（注3）が残るとの指摘がある。このような事実認識を前提にすると、「国際性」を有しない和解合意については、「国際性」を有する和解合意とは別に、執行力を付与する範囲を限定するとの考え方もあり得る。そして、我が国においては、ADR法上の認証制度が定着しつつあるところ、ADR法上の認証制度は、国民に安心して利用することのできる手続の選択の目安を提供するものであるから、その趣旨からすれば、認証紛争解決事業者に限って執行力を付与するとの考え方もあり得る。また、ADR法により、認証紛争解決事業者は、手続実施者が弁護士でない場合において、手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めることとされている（同法第6条第5号）ほか、暴力団員等の使用が禁止されていること（同法第15条）や、紛争当事者に対する説明義務（同法第14条）や手続実施記録の保存義務（同法第16条）等を負うことからすると、認証紛争解決手続においては、手続の公正かつ適正な実施が一定程度担保されているとの指摘がある。このような考え方を前提とすると、乙2案のような考え方もあり得る。

もっとも、乙2案に対しては、第4回会議において、ADR法上の認証制度は、国民への情報提供、弁護士又は弁護士法人でない者でも民間紛争解決手続を実施することのできる例外的措置及び時効の完成猶予効等の法的効果を付与する措置を講ずることを主眼としており、そのような観点から適格性が確保されているにすぎないから、ADR法上の認証の有無によって執行力の有無という重大な差異を設けることは相当でないという意見や、弁護士以外の者が調停人として関与した認証紛争解決手続により成立した和解合意には執行力が付与されるにもかかわらず、弁護士が調停人として関与していても認証紛争解決手続でない場合には執行力が付与されないというのは相当でないとの意見もあった。

この点に関し、第4回会議において、「国際性」を有しない和解合意については、執行力を付与する対象を限定するとしても、認証紛争解決手続により成立した和解合意に限るのではなく、法曹有資格者等が調停人として関与した場合も対象とするなどの考え方も示されたことから、現時点において、そのような他の規律を設けることを排除することは相当でない。本文2の（注）はそのような趣旨である。

3 小括

以上を踏まえ、中間試案に本文2の三つの案を掲げることとしてはどうか。

（注1）（注2）（注3）部会資料4-2では、「弊害」とは、和解合意の成立が当事者の真意かつ終局的意思に基づくものではなく、当該和解合意の内容に実体的、手続的

正当性が認められないにもかかわらず、強制執行がされるおそれがあること（調停手続を悪用して債務名義が作成されることを含む。）と整理した。「弊害」につきこのように整理するとすれば、「国際性」の有無によって違いが生じるのか、仮に「国際性」を有しない和解合意にのみ想定される「弊害」があるとすれば、それは具体的にどのようなものか、その「弊害」は認証紛争解決手続等により成立した和解合意に限定することで排除することができ得るものなのかという検討が必要である。また、部会資料4-2で整理したもの以外に何らかの「弊害」が想定されるのか、想定されるとすればどのようなものかということも併せて検討する必要があると考えられる。

3 一定の紛争の適用除外

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意については適用しない。

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争（注1）
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争（注2）

（注1）消費者紛争に関する和解合意につき、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

（注2）家事紛争に関する和解合意につき、とりわけ扶養義務等の履行確保の観点から、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

（説明）

1 消費者紛争

消費者紛争については、一般的に消費者と事業者との間に潜在的な力の不均衡等が想定されることから、消費者紛争に関する和解合意に執行力を付与することについては慎重な検討が必要であり、一律に執行力を付与すべきではないとの考え方に対しては、特段の異論はみられなかった。もっとも、第3回会議及び第4回会議において、消費者が債権者として事業者に対して義務の履行を求める内容の和解合意にのみ片面的に執行力を認めてはどうかとの意見や、消費者紛争に関する和解合意については合意成立時に調停人の面前での執行受諾文言を要求するなど別段の規律を設けることとしてどうかとの意見等が示されたことから、消費者紛争に関する和解合意について一律に適用除外とするのではなく、一定の範囲内において執行力を付与することなど

も検討の余地があると考えられる。もっとも、現時点では、その範囲のほか、適切な規律の在り方等検討すべき課題が多く残されていることから、ここではシンガポール条約に倣い、一律に適用除外とすることとしている。

2 個別労働関係紛争

個別労働関係紛争についても、一般的に労働者と事業者との間に潜在的な力の不均衡等が想定されることから、個別労働関係紛争に関する和解合意に一律に執行力を付与すべきではないとの考え方に対しては、特段の異論はみられなかった。また、個別労働関係紛争についても労働者が債権者として使用者に対して義務の履行を求める内容の和解合意にのみ片面的に執行力を認めてはどうかとの意見も示されたが、このような考え方を積極的に支持する意見はみられず、なお消極的な意見が強かったことから、一律に適用除外とすることとしている。

3 家事紛争

家事紛争については、その性質上、紛争の当事者以外の者にも効力を有するものがあるため、当事者間の合意のみで執行力を付与することになじまない類型が想定されるとの指摘や、具体的事案によっては当事者間に力の不均衡等が生じた状態で和解合意がされるおそれがあるとの指摘がされたが、他方、とりわけ、扶養義務等の履行が確保されることが子の利益の観点から重要な課題であることなどを踏まえ、調停による和解合意に執行力を付与する必要性が高いとの指摘もされており、家事紛争に関する和解合意を一律に適用除外とするか否かについては、なお検討の余地があるものと考えられる。もっとも、現時点では、消費者紛争と同様、適切な規律の在り方等検討すべき課題が多く残されていることから、ここではシンガポール条約に倣い、一律に適用除外とすることとしている。

4 和解合意に基づく民事執行の合意

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

(説明)

本文4は、シンガポール条約のオプトイン留保の規定（同条約第8条第1項(b)）と整合的な規律とするとの観点から、当事者による意思表示の時期及びその態様を和解合意における執行受諾文言の記載に限定せず、当事者が和解合意に基づく民事執行に合意していると認められる場合に限り執行力を付与するとの規律を設けることを提案するものである。

もっとも、シンガポール条約のオプトイン留保の規定は、執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な意思にかからしめることにより、調停による和解合意に執行力を付与することの正当性を担保するとの趣旨であることに鑑み、当事者による意思表示の時期

及びその態様の在り方については、引き続き検討する必要があると考えられる。

5 一定の和解合意の適用除外

この法律は、次に掲げる和解合意には適用しない。

- ① 裁判所により認可され又は裁判所の手続において成立した和解合意であって、その裁判所の属する国でこれに基づいて強制執行をすることができるもの。
- ② 仲裁判断としての効力を有する和解合意であって、これに基づいて強制執行をすることができるもの。

(説明)

第3回会議では、外国裁判所における裁判上の和解について、執行力を付与する対象となるのは当事者間の合意であって外国裁判所の判断そのものではないから、外国裁判所の裁判権、管轄権は問題とならず、執行力を付与する対象とすることも考え得るとの指摘がされたほか、外国の行政機関が実施した調停による和解合意(注)は執行力が付与される対象となるにもかかわらず、外国裁判所における裁判上の和解が対象とならないのはバランスを欠くのではないかとの指摘もされた。

この点に関しては、「裁判上の和解」といっても各国の法制度により様々な内容のものが含まれ得ると考えられるところ、我が国においても、裁判所が調停に代わる決定をした場合に、その決定に異議の申立てがなく確定したときは、その決定は裁判上の和解と同一の効力を有するとされている(民事調停法第17条及び第18条第5項)など、当事者間の合意と裁判所の判断との区別が困難である場面が想定されるとの指摘がされた。また、外国裁判所における裁判上の和解に関しては、将来的に、我が国が、ハーグ国際私法会議において作成された「管轄合意に関する条約(仮訳)」や「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約(仮訳)」を締結する可能性があるとするれば、これらの条約の規律との整合性が問題となり得るとの指摘もされた。

以上を踏まえ、将来的に、外国裁判所における裁判上の和解について、執行力を付与することを検討する余地はあると考えられるものの、前記のような検討課題が残されており、今般の新たな枠組みによって執行力を付与する対象に直ちに取り込むことにはなお慎重な検討を要することから、ここでは、シンガポール条約に倣った規律を提案している。

(注) シンガポール条約は、行政機関が実施する調停を除外する規律を設けていないことから、本文5の規律においても、行政機関が実施する調停を除くこととはしていない。

6 書面によってされた和解合意

- (1) 和解合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、書面によ

ってされたものとする。

- (2) 和解合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは，その和解合意は，書面によってされたものとする。
- (3) 電磁的記録については，当事者又は調停人の同一性を確認し，当該電磁的記録に含まれる情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法が使用されており，かつ，その方法が，関連する合意を含むあらゆる事情に照らして，当該電磁的記録の作成又は伝達のために適切であると信頼することのできるものであるか又は上記の機能を事実上満たすと認められるときに，当該和解合意は当事者又は調停人によって署名されたものとする。

7 和解合意の執行決定

- (1) 和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は，債務者を被申立人として，裁判所に対し，執行決定（和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。
- (2) 前記(1)の申立てをするときは，当事者全員により署名された和解合意，当該和解合意が調停により成立したものであることを証明するもの（当該和解合意における調停人の署名，調停人が署名した証明書，調停を実施した機関による証明書その他裁判所が相当と認めるものをいう。）及び和解合意（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。（注1）
- (3) 前記(1)の申立てを受けた裁判所は，当該和解合意に関する他の申立てが他の裁判所，仲裁廷又はその他の権限ある機関に対してもされており，それが前記(1)の申立てに影響を及ぼし得る場合において，必要があると認めるときは，前記(1)の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において，裁判所は，前記(1)の申立てをした者の申立てにより，他の当事者に対し，担保を立てるべきことを命ずることができる。
- (4) 前記(1)の申立てに係る事件は，次に掲げる裁判所の管轄に専属する。（注2）
 - ① 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - ② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - ③ 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- (5) 前記(4)の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは，先に申立て

があった裁判所が管轄する。

- (6) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- (7) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- (8) 前記(1)の申立てに係る事件についての前記(6)又は(7)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (9) 裁判所は、後記8の規定により前記(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- (10) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記(1)の申立てについての決定をすることができない。
- (11) 前記(1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。
(注1)一定の要件の下、訳文添付の省略を認めるとの規律を設けることも考え得る。
(注2)「国際性」を有する和解合意に基づく執行決定の申立てについて、特別な管轄規律を設けることも考え得る。

(説明)

本文7(2)及び(4)の規律については、部会資料5-1の第3で提案している仲裁関係事件手続における管轄及び外国語資料の訳文添付の省略に関する規律と同様の規律を設けることの可否について検討する余地がある。例えば、一定の要件の下、外国語資料の訳文添付の省略を認める規律を構想するのであれば、「国際性」を有する和解合意に基づく執行決定の申立てについては、東京地方裁判所や大阪地方裁判所の専属管轄又は競合管轄とするとの考え方があり得る。もっとも、執行力を付与する対象となる和解合意の範囲につき、前記本文2の規律をどのように考えるかによって、本文7(2)及び(4)の規律も変わり得ることから、差し当たり、仲裁法第46条第2項及び第4項に倣った規律を提案している。

なお、本文7(8)の規律も、仲裁法第46条第6項に倣った規律を提案するものであるところ、同項の「決定」は移送申立てを却下する決定を排除するものではないと解されるため、本文7(8)の規律によっても、同様に解釈されるものと考えられる。

8 和解合意の執行拒否事由

(以下、部会資料3-1における提案からの変更点に下線を付した。)

裁判所は、前記7(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがある場合(①から⑨までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由

の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

- ① 和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- ② 和解合意が、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。
- ③ 和解合意が、それ自体の文言によれば、拘束力がないか、又は終局性がないこと。
- ④ 和解合意が、事後的に変更されたこと。
- ⑤ 和解合意に基づく義務が履行されたこと。
- ⑥ 和解合意に基づく義務が明確でないか、又は理解することができないこと。
- ⑦ 和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること。
- ⑧ 調停人に、調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり、当該違反がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑨ 調停人が、調停人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を当事者に開示せず、当該不開示による重大又は不当な影響がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑩ 和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- ⑪ 和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(説明)

1 部会資料3-1からの変更点

第3回会議において、本文8⑧及び⑨の「当事者が和解合意をするに至らなかった」との文言につき、いかなる和解合意も成立しなかったという意味なのか、成立した和解合意と同じ内容の和解合意が成立しなかったという意味なのかについて明らかにしてはどうかとの指摘がされた。この点に関し、シンガポール条約第5条第1項(e)及び(f)は「that party would not have entered into the settlement agreement」と規定しており、同要件については、合理的な人間(a reasonable person)であれば、その和解合意(the settlement agreement)を締結しなかったかという観点から客観的に判断されなければならないと解されている。

本文8⑧及び⑨は、前記のシンガポール条約の文言及び解釈を踏まえ、「当事者が当該和解合意をするに至らなかった」との文言に改める規律を提案するものである。

2 「国際性」の有無による区別

前記本文2において乙1案又は乙2案を採用した場合は、「国際性」を有しない和解

合意についても執行決定の対象となり得るところ、第3回会議において、本文8の規律は、国際私法が指定した準拠法により執行拒否事由の有無を判断することを想定した規律となっていることから、渉外的な事案を念頭に置いているものであり、「国際性」を有しない和解合意については、別途執行拒否事由に関する規律を設けるべきではないかとの指摘がされた。

この点に関し、国際私法（準拠法選択規則）は国際的私法関係にのみ適用され、国内的私法関係には適用されないとの解釈を前提とすれば、前記指摘のとおり、「国際性」を有しない和解合意については、準拠法上の観点を前提とした執行拒否事由に関する規律とは別の規律を設けることも考え得る。しかしながら、国際私法は、純然たる国内的私法関係をも規律の対象とするものであり、国際私法により内国法が準拠法として指定され、内国法の適用範囲に属せしめられる結果となるとの解釈も有力に主張されているところ、このような考え方を前提とすれば、「国際性」を有しない和解合意についても、国際私法が指定した準拠法により執行拒否事由の有無を判断することになるから、別途執行拒否事由に関する規律を設ける必要はないと考えられる。

また、前記本文2の甲案又は乙2案の規律を前提にすると、「国際性」を有しない和解合意であっても、準拠法が外国法となる可能性がある（例えば、日本国内に本店を有するA社のシンガポール支店と、同じく日本国内に本店を有するB社のシンガポール支店の間の取引に関する事案で、和解合意の義務履行地等もシンガポール国内にあり、かつ、当事者により準拠法が指定されていなかった場合には、甲案及び乙2案の(1)①から④までのいずれにも該当しないが、準拠法がシンガポール法になることがあり得る。）。したがって、国際私法の位置付けにつき前記いずれの考え方をとったとしても、「国際性」の有無により執行拒否事由を区別すべきでないとも考え得る。

さらに、仲裁法制定時に、外国仲裁判断のみを対象としているニューヨーク条約の規律を前提に、外国仲裁判断と内国仲裁判断との承認・執行の規律を区別すべきか検討がされたものの、我が国の仲裁法は、外国仲裁判断と内国仲裁判断について同一の承認・執行の規律を設けることとし、執行拒否事由は区別されていない。

以上を踏まえ、前記本文2につきいずれの案を採用するかにかかわらず、本文8の規律を設ける規律を提案するものである。

9 和解合意の援用

和解合意の援用については、特に規律を設けないものとする。

第2 民事調停事件の管轄に関する規律

民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設ける（注）。

知的財産の紛争に関する調停事件は、第3条に規定する裁判所のほか、同条

の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

(1) 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

(2) 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

大阪地方裁判所

(注) 知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄については、引き続き検討する。

(説明)

1 現行法の規律

民事調停法は、裁判所における民事調停手続について、特別の定めがある場合（同法第24条、第26条、第32条、第33条の2第及び第33条の3等）を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とすると定めている（同法第3条第1項）。したがって、当事者間に管轄の合意がない場合は、基本的に、地方裁判所には管轄が認められない（各種調停の管轄は次表のとおり）。

管轄権を有しない裁判所に調停が申し立てられたときは、事物管轄及び土地管轄を有する裁判所に事件を移送するのが原則であるが、事件処理のために特に必要があるときは、調停の申立てを受けた裁判所は、事物管轄については誤りがなく、土地管轄のみを誤った場合には、事件を移送しないで自ら処理することができ、また、土地管轄の規定にかかわらず事件の全部又は一部を他の管轄裁判所（事物管轄は有するが土地管轄を有しない裁判所）に移送することができる（民事調停法第4条第1項）。また、裁判所がその管轄に属する事件を受理した場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず事件の全部又は一部を他の管轄裁判所（事物管轄は有するが土地管轄を有しない裁判所）に移送することができる（同条第3項）。

調停の種類	民事調停法第3条の管轄		特別の定めによる管轄
民事一般調停	相手方の住所 地等の簡裁	合意で定めた 地裁・簡裁	
宅地建物調停 (第24条)			物件所在地の簡裁 物件所在地の地裁(合意の あるとき)

農事調停 (第26条)			農地所在地の地裁 農地所在地の簡裁(合意のあるとき)
商事調停 (第31条)(注1)	相手方の住所 地等の簡裁	合意で定めた 地裁・簡裁	
鉦害調停 (第32条)			損害発生地 の地裁
交通調停 (第33条の2)	相手方の住所 地等の簡裁	合意で定めた 地裁・簡裁	賠償請求者の住居所在地の 簡裁
公害等調停 (第33条の3)	相手方の住所 地等の簡裁	合意で定めた 地裁・簡裁	損害発生地等の簡裁
特定調停 (注2)	相手方の住所 地等の簡裁	合意で定めた 地裁・簡裁	

(注1) 民事調停法第31条は、管轄の特則を定めるものではない。

(注2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第22条による民事調停法第3条の準用

2 知的財産の紛争に関する調停事件の管轄

部会資料3-2では、専門的な知見を要する複雑な事件について、話し合いによる簡易、迅速な解決を図る観点から、例えば、知的財産の紛争に関する調停事件について、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めることとしてはどうかとの提案がされ、これに対し、第3回会議では、特段の異論はみられなかった。

そこで、本文は、民事訴訟法第6条及び第6条の2を参考に、知的財産の紛争に関する調停事件(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、作者の権利、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する紛争又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る紛争等が想定され得る。)について、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることを提案している。

3 その他の調停事件の管轄

また、第3回会議では、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所には、医師や建築士等の様々な分野の専門家が多数所属しており、その中には当該分野でも相当高度な知見を有する専門家も相当数含まれていることが紹介され、そのような専門的知見をより積極的に活用する観点から、知的財産に関する紛争のみならず、例えば、医療、建築、商事、交通に関する紛争など、専門的知見が必要となるその他の事件についても、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることとしてはどうかとの意見もあった。

このような指摘を踏まえると、例えば、医療に関する損害賠償の紛争に関する調停事件（患者と医療機関の間の診療契約に基づいて提供される医療に関する損害賠償の紛争等が想定され得る。）、建築工事の請負契約に関する紛争に関する調停事件（工事の瑕疵や請負代金の未払など、請負契約の解釈又は実施をめぐる紛争が想定され得る。）、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争（民事調停法第33条の2）について、それぞれ東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることが考えられる。ただし、対象となる紛争の範囲を、当事者のニーズや両裁判所において活用できる専門的知見の内容等に裏付けられた明確かつ適切なものとする事ができているかという点については、更なる検討が必要であるとも考えられる。

また、商事に関する紛争については、既に、民事調停法に「商事調停」として「商事の紛争に関する調停事件」に関する規律がある（同法第31条）。ここにいう「商事」とは、商法第1条第1項にいう「商事」と同義であるとされており、絶対的商行為（同法第501条）、営業的商行為（同法第502条）、附属的商行為（同法第503条）、その他会社に関する事項等が含まれる。「商事」の紛争の具体例としては、売掛代金請求、飲食代金請求、請負代金請求、運送代金請求、報酬金請求、仲介手数料請求、保険金請求、債務弁済協定（分割払を求める場合）、債務不存在確認請求（商取引に伴う債務が存在しないことなど）、損害賠償請求（商行為によって生じた各種の損害賠償を求めるもの）、株式譲渡請求、株主名義書換請求、広告掲載料請求、給料請求、退職金請求、小切手金請求、約束手形金請求、為替手形金請求、類似包装紙使用禁止請求、商号使用差止請求など各種の商行為に関して生ずる紛争、会社に関する紛争、労使関係についての紛争などが広く含まれると解されている。そうすると、これらの紛争全てにおいて高度な専門的知見が必要となるとはいいい難く、「商事調停」について、一律に競合管轄の規律を設けることには慎重であるべきと考えられ、「商事調停」のうちどのような紛争に限定することが相当であるかについて更に検討する必要があると考えられる。

以上を踏まえると、高度な専門的知見が必要となる事件類型について、明確かつ適切に規律することは必ずしも容易でないと考えられることから、知的財産の紛争以外の紛争については、管轄に関する規律ではなく、例えば、民事調停法第4条の移送の規定に加え、裁判所は、専門的な知見を要する事件を処理するために特に必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、事件の全部又は一部を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に移送することができるといった規律を設けることも考えられる。

これにより、専門的な知見を要する紛争に係る「調停」事件が係属する全国の地方裁判所又は簡易裁判所は、事件を処理するために適当であると認めるときは、当該事件を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に移送することができることとなるほか、専

門的な知見を要する紛争に係る「訴訟」事件に係属する全国の地方裁判所又は簡易裁判所においても、相当高度な専門的知見を得る必要があると考える場合には、民事調停法第20条第1項本文の規定に基づいて事件を調停に付した上、その調停事件を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に移送することもできることとなる。